

パソコンサロンを利用される皆様へ

金沢市が高齢者等のパソコンを通じた生きがいがづくりの場として設置するパソコンサロン（以下「パソコンサロン」といいます。）の利用及びパソコンなどのOA機器等（以下「パソコン機器等」といいます。）の使用に関して下記の通りご協力をお願いします。

1. パソコンサロンを利用できる方

金沢市に居住する60歳以上の方

金沢市に居住する方で障害のある方（ただし金石パソコンサロン、鶴寿園パソコンサロンは老人福祉センターのサロンのため利用できません）。

2. パソコンサロン利用時の手続きについて

(1) 金沢市に居住する60歳以上の方がパソコンサロンを利用する場合は、利用時に金沢市老人福祉センター利用証、又は金沢市民であることを証する書類（運転免許証、健康保険証等）を当該パソコンサロンの係員もしくは老人福祉センター入館時に窓口提示して下さい。

(2) 金沢市内に居住する60歳未満で障がいをお持ちの方がパソコンサロンを利用する場合は、前号の書類と併せて障害者手帳等、障害があることを証する書類を当該パソコンサロンの係員に提示して下さい。（金石及び鶴寿園はご利用いただけません）

3. パソコンサロンについて

	開設日時	休業日
鶴寿園パソコンサロン	月～金曜日 (老人福祉センター休館日除く) 9:00～16:00(1h休憩あり)	・土曜日(千寿閣除く)日曜日 年末年始、祝日等(千寿閣除く) ・老人福祉センター内のパソコンサロンにあつては当該老人福祉センターの休館日
金石パソコンサロン		
千寿閣パソコンサロン	火・木・土曜日 9:00～16:00(1h休憩あり)	・定期点検等、施設管理の都合により臨時休館する場合あり
まちなかパソコンサロン	月・水・金曜日 9:00～16:00	

4. 使用の制限

パソコンサロンの利用に際し、下記に該当するときは利用をご遠慮いただく場合があります。

- (1) その利用がパソコンサロンの設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) パソコンサロンの建物、設備及びパソコン機器等を汚損又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が他の人の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その利用が金沢市老人福祉センター条例、金沢市公園条例、及びその他の条例及び規則の規定に反すると認められるとき。
- (6) その利用が政治的・宗教的活動、営利を目的とする活動（宣伝等を含む）であることが認められるとき。
- (7) 酩酊状態での利用。
- (8) その他不適当な利用と認められるとき。

5. パソコン機器等の使用について

- (1) パソコンサロン内のパソコン機器は譲り合ってご使用下さい。

なお、各機器の利用時間の区分は下記の通りとし、区分（午前・午後）ごとに利用者を入れ替えます。（持ち込みスペースもこれに同じ。準備または後片付けに要する時間を含む）

午後の部の利用は、後から来所された方を優先に割り当てるものとし、午前から引き続いての利用はご遠慮願います。

また、パソコンサロン内に設置された機器の台数以上の来所者があり、順番待ちが生じる場合は、係員が交代のお声かけをさせていただく場合があります。（原則1日のうちおおむね90分を超えて利用されている方を対象とさせていただきます。）

また、公平性の観点から、持ち込みスペースについても順番待ちの有無にかかわらず同様の扱いとします。

（利用時間の区分）

ア 鶴寿園パソコンサロン

午前の部 9時00分から12時00分まで

午後の部 13時00分から15時50分頃まで

イ 金石パソコンサロン

午前の部 9時00分から12時00分まで

午後の部 13時00分から15時50分頃まで

ウ 千寿閣パソコンサロン

午前の部 9時00分から12時00分まで

午後の部 13時00分から15時50分頃まで

エ まちなかパソコンサロン

午前の部 9時00分から12時30分まで

午後の部 12時30分から15時50分頃まで

6. 利用上のマナー等について

- (1) パソコンサロン内での飲食は許可された所定の場所でのみ行って下さい。
また、飲食後は清掃を万全に行うとともに、ゴミはお持ち帰り下さい。
なお、体調管理に必要な水分補給はこの限りではありませんが、蓋付きの容器を使用し、容器が転倒しても機器が水濡することの無いよう配慮をお願いします。
- (2) パソコンサロン内は禁煙です。喫煙は許可された所定の場所で行って下さい。
- (3) 複数の座席の占有または他人に譲る目的での占有はできません。
- (4) 係員の許可・指示なく機械器具や付属設備は使用しないで下さい。
- (5) 係員の許可を得て機器等のセッティングを変更した場合は、使用後に必ず原状回復の上、係員の点検を受けて下さい。
- (6) 非常口、消火設備等のまわりには物を置かないで下さい。
- (7) 外部から持ち込むパソコン機器等は事前にウイルスチェックを行う等、パソコンサロン内の機器がコンピューターウイルスに感染することの無いようにして下さい。
また、利用者が外部から持ち込んだパソコン機器に起因して、パソコンサロン内の機器等が故障した場合は当該機器を利用された方の責任において原状回復に要した費用等のご負担をお願いします。
- (8) 利用後は、設備、備品、器具などすべて元の場所に戻し、原状回復をして下さい。
- (9) 設備や備品は大切に扱って下さい。
- (10) 他人の迷惑になるような行為のないよう利用して下さい。

7. 注意事項

下記の行為を発見した場合は直ちに退室を求めるとともに、今後の利用をお断りさせていただきます。また、必要に応じ警察に通報する場合があります。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為
- (2) 成人向けサイト、その他公序良俗に反すると認められるサイト及びパソコンサロンの設置趣旨に反するサイト等への接続、閲覧、サービスの提供を受ける等の行為
- (3) 著作権法及びこれらに関する法令に違反する行為
(違法ダウンロード、著作権者等の承諾を得ないで著作物の複製を行う等。)
- (4) 無断でパソコンサロン内のパソコン機器に外部から持ち込んだ機器（USB機器、プリンタ、スキャナ、デジタルカメラ等）を接続し、セッティング、ネットワーク環境等を変更する行為
- (5) 他人に危害や迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれがあると認められる行為
 - ア. パソコンサロン内で大声をたてる行為、
 - イ. パソコンサロン内で他の利用者に威圧的な言動を発する行為
 - ウ. パソコンサロン内での他の利用者への暴力行為

- エ. パソコンサロン内で他の利用者に金品を請求する行為※
- オ. パソコンサロン内で他の利用者に相手の承諾を得ないまま勧誘を行う行為※
- カ. パソコンサロン内での飲酒または酩酊状態での入室 ほか
- キ. その他、他人に危害や迷惑を及ぼす行為、またはそのおそれがあると認められる行為

※同好会等への入会勧誘、及び会費等の集金も上記エ、オに該当する行為とします。

- (6) 条例、規則その他法令に違反する行為
- (7) 上記「4. 使用の制限」に定める行為
- (8) その他パソコンサロンの運営に支障となる行為

8. その他

- (1) 金沢市又は公益財団法人金沢市福祉サービス公社の委託に基づき配置された係員（インストラクター含む）及び老人福祉センター職員等の関係者への謝礼、贈物は一切お断りします。
- (2) 備え付けプリンターの印刷は利用者1人につき1日3枚までとし、パソコンサロンで用意した用紙を使用して下さい。また、写真印刷、年賀状印刷はできません。
- (3) 利用者本人が持ち込んだパソコン機器及び消耗品の保管はお断りします。
また、利用日当日に利用者本人が外部から持ち込み、既設の機器に接続したパソコン機器等は、利用後は直ちに取り外しのうえお持ち帰り下さい。
- (4) 電話などによる事前予約はできません